

## 香川県水産試験場における競争的資金等に係る内部監査実施要領

令和7年3月14日  
6香水試第290631号

### (趣旨)

第1条 この要領は、香川県競争的資金等取扱要綱（以下「県要綱」という。）第10条の規定に基づき、香川県水産試験場が交付を受けた競争的資金等（県要綱第2条に定めるものをいう。以下同じ。）に係る内部監査（以下「監査」という。）の実施について、必要な事項を定める。

### (監査の対象事業)

第2条 監査の対象は、監査を実施する年度の前年度に競争的資金等の交付を受けていた研究課題とする。ただし、必要に応じ、他の年度の研究課題についても対象とすることがある。

### (監査員及び監査責任者)

第3条 香川県水産試験場長（以下「場長」という。）は、競争的資金等取扱事務担当者を除く職員のうちから1名以上、並びに不正防止計画推進部署の職員のうちから1名以上の監査員を指名するものとする。

2 場長は、監査責任者を置くこととし、場長が指名する者をもって充てる。

### (監査員の権限)

第4条 監査員の権限は次の各号のとおりとする。

- (1) 監査対象事業の関係者に対し、帳簿及び諸資料の提出並びに事実の説明及び報告その他監査の実施上必要な要求を行うこと。
- (2) 必要に応じて、監査対象事業の関係者以外の者に対し、立会、意見などを求めること。

2 前項第1号の要求を受けたものは、正当な理由なくしてこれを拒否してはならない。

### (監査員の遵守事項)

第5条 監査員は次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 監査はすべて事実に基づいて行い、その判断及び意見の表明を行うに当たっては、公正不偏の態度を保持しなければならない。
- (2) 監査により知り得た事項を他に漏らし、又は自ら利用してはならない。
- (3) 監査の実施並びに監査記録及び報告書の作成については、監査の重要性に鑑み、十分な注意を持って行わなければならない。

(監査の実施)

第6条 監査は、対象事業ごとに年1回、証拠書類の確認等により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査責任者において必要があると認める場合は、証拠書類を確認し、若しくは、実際の競争的資金等使用状況や納品状況等の事実関係を関係者への質問・聴取、書類と現物との実査等により厳密な調査を行うことができる。

(監査の通知)

第7条 監査責任者は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ監査対象者に対して、監査期日及び監査員の職名・氏名その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急を要するときその他特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

(監査の報告等)

第8条 監査責任者は、監査終了後、各監査員の報告を取りまとめ、速やかに監査報告書を作成し、統括管理責任者を經由して、場長に提出しなければならない。

- 2 監査責任者は、場長に報告した監査結果について、当該監査対象者に通知しなければならない。

(改善の措置)

第9条 場長は、監査の結果により競争的資金等の執行について必要な是正改善の措置を講じるものとする。

- 2 統括管理責任者及び監査対象者は、是正改善の措置を求められたときは、直ちにその措置を講じるとともに、その結果を場長に報告しなければならない。
- 3 前項の規定による報告を受けた場長は、その内容を監査責任者へ通知しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、監査の実施に必要な事項は場長が別に定める。

附 則 (令和7年3月14日6香水試第290631号)

この要領は、令和7年3月14日から施行する。